

議案第100号

飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

修学資金貸与条件の拡充に伴う改正

飛驒市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市林業・木工技術者等修学資金貸与条例（令和２年飛驒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項及び第５項中「設置されている」を「事務所等を有する」に改める。

第３条第１項に次の１号を加える。

- (3) 市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に就職後２年以内に養成施設に入学した者で卒業後に同一の市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体にて勤務しようとする者

第４条中「年額の合計とする」を「年額の合計とし、無利子貸与とする」に改める。

第８条第３項中「休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月分まで」を「休学期間又は停学期間を含む期の」に改め、同項後段中「月」を「期」に改める。

第９条第１項中「前条第１項第２号から第５号までの規定により修学資金の貸与を廃止された場合又は」を削り、同条第２項を削る。

第10条を次のように改める。

（返還の免除）

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与した修学資金の返還を免除することができる。

- (1) 養成施設卒業後に市内林業事業体若しくは市内木製品製造販売事業体に連続して勤務した期間又は飛驒市内で新たに起業し、業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が貸与期間の2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。
- (2) 従事期間が、貸与を受けた期間の2分の3の月数に満たないときは、従事期間を貸与期間の2分の3の月数で除して得た数値を貸付けた修学資金の額に乗じて得た額の返還を免除する。この場合において従事期間に1月未満の端数があるとき、又はその従事期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。
- (3) 修学期間中又は従事期間中に死亡した場合は、全額を免除する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、市長が定める額を免除することができる。

第12条第1項中「償還」を「返還」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「市内林業事業体」とは、所有森林又は他者から委託等を受けた森林において造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産事業者で飛騨市内に設置されている<u>もの</u>をいう。</p> <p>5 この条例において「市内木製品製造販売事業体」とは、木材に加工を施し、家具、工芸品、玩具等を製作、販売する事業者で飛騨市内に設置されている<u>もの</u>をいう。</p> <p>(貸与の条件)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <hr/> <hr/> <p>2 略</p> <p>(修学資金の額)</p> <p>第4条 修学資金の額は、1人につき養成施設において必要な授業料、</p> | <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「市内林業事業体」とは、所有森林又は他者から委託等を受けた森林において造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産事業者で飛騨市内に<u>事務所等を有するもの</u>をいう。</p> <p>5 この条例において「市内木製品製造販売事業体」とは、木材に加工を施し、家具、工芸品、玩具等を製作、販売する事業者で飛騨市内に<u>事務所等を有するもの</u>をいう。</p> <p>(貸与の条件)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に就職後2年以内に養成施設に入学した者で卒業後に同一の市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体にて勤務しようとする者</u></p> <p>2 略</p> <p>(修学資金の額)</p> <p>第4条 修学資金の額は、1人につき養成施設において必要な授業料、</p> |

教材費、実習費の年額の合計とする_____。

第5条～第7条 略

(貸与の廃止又は休止)

第8条 略

2 略

3 市長は、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月分まで修学資金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第9条 修学生は、前条第1項第2号から第5号までの規定により修学資金の貸与を廃止された場合又は次条に掲げる免除要件に該当する場合を除き、貸与された修学資金を返還しなければならない。

2 修学資金は、無利子貸与とする。

(返還の免除)

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与した修学資金の返還を免除することができる。

(1) 市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に連続して在職した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。

教材費、実習費の年額の合計とし、無利子貸与とする。

第5条～第7条 略

(貸与の廃止又は休止)

第8条 略

2 略

3 市長は、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学期間又は停学期間を含む期の

_____修学資金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの期の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する期以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第9条 修学生は、_____次条に掲げる免除要件に該当する場合を除き、貸与された修学資金を返還しなければならない。

(返還の免除)

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与した修学資金の返還を免除することができる。

(1) 養成施設卒業後に市内林業事業体若しくは市内木製品製造販売事業体に連続して勤務した期間又は飛騨市内で新たに起業し、業務に従事した期間（以下「従事期間」と言う。）が貸与期間の

(2) 前号の事業体と同様の事業を行う事業体を飛騨市内で新たに起業し、業務に従事した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。

(3) 市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に連続して在職した期間が、貸与を受けた期間の2分の3の月数に満たないときは、その全在職期間を貸与を受けた期間の2分の3の月数で除して得た数値を貸付けた修学資金の額に乗じて得た額の返還を免除する。この場合において在職期間に1月未満の端数があるとき、又はその在職期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。

(4) 前号の事業体と同様の事業を行う事業体を飛騨市内で新たに起業し、業務に従事した期間が、貸与を受けた期間の2分の3の月数に満たないときは、その全従事期間の貸与を受けた期間の2分の3の月数で除して得た数値を貸付けた修学資金の額に乗じて得た額の返還を免除する。この場合において従事期間に1月未満の端数があるとき、又はその従事期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。

(5) 修学期間中又は業務従事中に死亡した場合は、全額を免除する。

2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。

(2) 従事期間が、貸与を受けた期間の2分の3の月数に満たないときは、従事期間を貸与期間の2分の3の月数で除して得た数値を貸付けた修学資金の額に乗じて得た額の返還を免除する。この場合において従事期間に1月未満の端数があるとき、又はその従事期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。

(3) 修学期間中又は従事期間中に死亡した場合は、全額を免除する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認められた場合は、市長が定める額を免除することができる。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認め
た場合は、市長が定める額を免除することができる。

第11条 略

(延滞金)

第12条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を償還期日までに償還
しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数
に応じ、償還すべき額に飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例（平
成16年飛騨市条例第73号）の規定による割合を乗じて計算した金額
に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。

以下 略

第11条 略

(延滞金)

第12条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を返還期日までに返還
しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数
に応じ、返還すべき額に飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例（平
成16年飛騨市条例第73号）の規定による割合を乗じて計算した金額
に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。

以下 略

条例関係議案要旨

| | |
|----------|---|
| 議案名 | 飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について |
| 担当部 | 農林部 |
| 提案理由 | 修学資金貸与条件の拡充に伴う改正 |
| 制定改廃の根拠等 | 市独自の改正 |
| 条例の概要 | <p>(1) 改正の趣旨</p> <p>市内の林業技術者及び木工技術者のさらなる確保を図るため、当該条例における修学資金の貸付条件を拡充するための改正を行うもの。</p> <p>(2) 改正の主な内容</p> <p>① 貸与条件の拡大</p> <p>修学資金貸与対象者として、就職後2年以内に養成施設へ入学する者を加える。</p> <p style="text-align: right;">(第3条関係)</p> <p>② 返還免除要件の追加</p> <p>貸与条件の拡大に伴い、新たに追加した資金の貸与対象者についての返還免除要件を追加する。</p> <p style="text-align: right;">(第10条関係)</p> <p>③ その他の文言整理</p> <p>改正内容に合わせて、必要となる文言等の整理を行う。</p> <p style="text-align: right;">(第2条～第4条、第8条～第10条、第12条関係)</p> |
| 市民への影響等 | <p>修学資金を利用する者にとって有利となる改正</p> <p>(参考：修学資金の貸与実績)</p> <p>令和2年度 1名 60千円</p> <p>令和3年度 1名 119千円</p> <p>令和4年度 1名 268千円</p> |
| 施行日 | 公布の日 |
| 備考 | |